

平成18年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成18年7月27日(木) 午後2時30分～

2 会 場 宇都宮市役所 議会第2委員会室

3 出席委員

被保険者代表 池田 順一 委員 半田 和男 委員

保険医・保険薬剤師代表 五味渕 秀幸 委員 中澤 堅次 委員

大和田 恒夫 委員 藤井 卓 委員 村山 茂樹 委員

公益代表 山本 直由 委員 小倉 一智 委員 荒川 恒男 委員

浅川 信明 委員 久保井 忠男 委員 笹野 美枝子 委員

坂本 千代子 委員

被用者保険代表 入内澤 滋夫 委員

(以上15名)

4 欠席委員

被保険者代表 金沢 力 委員 小林 睦男 委員 金子 和義 委員

新 由美子 委員 吉澤 亜希子 委員

保険医・保険薬剤師代表 小林 豊 委員 土川 康夫 委員

被用者保険代表 五月女 良一 委員 松本 利之 委員

(以上9名)

5 出席職員

市民生活部長 木村 光男 市民生活部次長 矢古宇 哲男

国保年金課長 熊倉 基裕 国保年金課長補佐 森山 和夫

管理係長 栃木 邦雄 保険税係長 相沢 良一

収 納 係 長 真分 則男 滞納整理係長 加藤 明男

保険給付グループ総括主査 井上 源夫 管理グループ総括主査 増山 計枝

6 会議録署名人 池田 順一 委員 中澤 堅次 委員 (議長指名)

7 付議事項

報告第1号 平成17年度 国民健康保険特別会計の決算状況について

報告第2号 平成18年度 国民健康保険税の賦課状況について

報告第3号 医療制度改革に係る条例の改正について

報告第4号 今後の税率改定の見通しについて

事務局より説明

(開会 午後2時30分)

【事務局】 ただ今から、平成18年度第1回宇都宮市国民健康保険運営協議会を開催いたします。この度、一部の委員の方が変わりましたので、ご紹介をさせていただきますと存じます。

被保険者代表の金沢委員、金子委員、保険医・保険薬剤師代表の村山委員、公益代表の山本委員、小倉委員、浅川委員、被用者保険等保険者代表の松本委員、入内澤委員の8名でございます。

なお、本日は、被保険者代表の金沢委員、新委員、吉澤委員、保険医・保険薬剤師代表の小林委員、土川委員、被用者保険等代表の五月女委員、松本委員につきましては、欠席の連絡を頂いております。小林睦男委員、金子委員につきましては、少し遅れるとの連絡をいただいております。

それでは議事に入りたいと思いますが、本日の会議は、去る5月31日に岡本会長が辞職したことに伴い、現在、会長が不在となっております。会長不在の間は、国民健康保険法施行令第5条第2項の規定により、会長職務代理者であります、笹野委員に、議長をお願いいたします。

【笹野議長】 それでは、私が会長選出までの間、議長の役を務めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

早速、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

最初に、事務局から、定数の報告を求めます。

【事務局】 ご説明いたします。本協議会の定数は、24名であります。本日、出席されている委員の方は15名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による半数以上の委員の出席に該当し、会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。

【笹野議長】 次に、会議録署名人の選出に移りますが、これは、宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、議長の外2名は、会議始めに議長が会議に諮って、決めるということになっておりますが、議長一任としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【笹野議長】 異議なしとの声がありましたので、被保険者代表の池田委員と保険医・保険薬剤師代表の中澤委員に、お願いいたします。

次に、会長の選出に移ります。事務局の説明を求めます。

【事務局】 会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令により、会長は、「公益を代表する委員の中から選ぶ」とされております。

また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則により、「委員の皆様が異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる」と規定されております。従来、本市では、慣例によりまして、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところでありますので、今回もこの方法で、選出いただければと、考えているところであります。

よろしくお願いいたします。

【笹野議長】 お諮りいたします。

只今、事務局から説明がありましたように、指名推薦により、会長を選出することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

【笹野議長】 異議なしとの声がありましたので、指名推薦により、会長を選出することといたします。それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

【小倉委員】 会長には、「浅川委員」が、適任と思われしますので、「浅川委員」を推薦いたします。

【笹野議長】 只今、小倉委員から、会長には「浅川委員にお願いしては。」との意見がありました。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

【笹野議長】 異議なしとの声がありましたので、本協議会の会長には、「浅川委員」と、決定いたします。

皆様方のご協力によりまして、新しい会長も無事に決定いたしました。

これをもちまして、議長職を降ろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】 笹野委員、ありがとうございました。

それでは、只今、会長に選出されました、浅川委員には、会長席に、ご着席のうえ、ご挨拶をお願いいたします。

【会 長】 ただ今、皆様方のご推挙により、会長に指名されました浅川でございます。

本日、皆様方には、お忙しい中、ご出席いただき感謝申し上げます。

国民健康保険につきましては、急速な高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費が大きく増加する一方、所得が低い方や無職の方の加入割合が高いことから保険税収入の伸びが低い状況にとどまるなど、厳しい事業運営を強いられている状況に

あります。

このような中にありまして、市民の皆様が、安心して医療が受けられますよう本協議会も、その機能を十分に発揮して本市国民健康保険事業が、健全に運営できるよう努力していく必要があるものと感じております。

委員の皆様方には、ご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単であります、就任の挨拶といたします。

【事務局】 ありがとうございました。このあとの会議の進行につきましては、浅川会長に議長をお願いいたします。

【議長】 それでは、会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。まず、報告第1号「平成17年度国民健康保険特別会計の決算状況について」と、報告第2号「平成18年度国民健康保険税の賦課状況について」でございますが、この2件につきましては一括議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。皆様方のご質問をお願いいたします。

【荒川委員】 国民健康保険税が高くて払えないという声をよく聞いており、滞納者も増えていると思うが、現年度についてはがんばって収納率が伸びているが、過年度は収納率が落ちている。収納に向けてどのような取り組みがされて、現年度は伸びたのか。過年度はどのような理由で下がったのか。その辺の詳しい説明をお願いしたい。

それから、療養給付費の一人当たりの額が増えているが、増えている原因と、これには、老人保健拠出金の額は含まれているのか。それと、2割軽減は申請減免になる訳だが、対象世帯数と実際に軽減を受けた世帯の差を教えてほしい。また、保健事業ですが、数字は増えているようだが、これをやったことによって効果が上がり医療費が削減されたと自信を持っていえる事業であったのかどうか、自己分析をお願いした

い。

【事務局】 過年度について収納率は下がっているが、取らないというのではなく、今年度から係を一つ増やして差し押さえなどの徴収に力を入れるようにした。よって、差し押さえすることによって過年度が入ってきますので、過年度で取れる分を現年度に移したが、過年度は取らないというのではなく現年度も過年度も両方取れるという見込みでやっている。

一人当たりの医療費が増えた理由ですが、70歳以上の前期高齢者の被保険者数が16年度末の人数と17年度末の人数で比較すると約3,300人増えており、この増加が一人当たり医療費の増加につながったと思われます。また、この一人当たりの医療費には、老人保健拠出金分は含まれていません。

2割軽減の状況ですが、17年度は対象世帯7,100世帯のうち85%にあたる約6,000世帯が申請しました。

保健事業についてですが、人間ドックについて今年度から、対象者の年齢を大幅に拡充して実施していますので、今年度は前年度をかなり上回る予定です。医療費抑制につながっているかどうかということですが、長期的に見ないと結果がでないので、今後検討していきたいと思います。

【荒川委員】 17年度と18年度の2割軽減対象世帯数をわかれば教えてほしい。

また、保険税が未収になっているうち、低所得者の割合はどれくらいか教えてほしい。

【事務局】 2割軽減の対象世帯ですが、17年度は7,100世帯、18年度は7,376世帯です。

滞納世帯のうち低所得者の割合ですが、16年度実績で、92,990世帯のうち200万円以下の所得の世帯は47,020世帯、そのうち、11,185世帯が滞納世帯で、23.78%が滞納となっている。全体では20.8%が滞納世帯なので、200万以下の世帯は若干滞納率が高くなっている。

【荒川委員】 低所得者の滞納が多いということで、2割軽減対象世帯全部に申請してもらえるように努力してほしい。どうしても払えない人には、場合によっては申請減免というものもあるが、窓口やしおりなどで、被保険者に周知徹底するようにお願いしたい。これは要望です。

【議長】 ほかにございますか。

【中澤委員】 感想ですが、予防で医療費が下がるというのは難しいと思う。というのは、ほとんどの病気は老化現象によって起こるので、何とかすれば医療費が下がるというものではない。国民全体が高齢化していくなかで、それをどうやって解決していくかという視点がないと、無駄なところにお金がかかるという事態が続いていくのではないかと思う。

【議長】 ほかにございますか。

【藤井委員】 資格者証はどのくらい出しているのか。

【事務局】 資格者証は2, 236件、短期証は4, 018件出しています。

【議長】 よろしいでしょうか。外に何かありませんか。ないようですので、次の議題に移ります。「報告第3号 医療制度改革に係る条例の改正について」と「報告第4号 今後の税率改定の見通しについて」であります。この2件につきましては、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【議長】 事務局の説明が終わりました。皆様方のご質問をお願いいたします。

【山本委員】 平成18年度から栃木県全体で3歳未満の乳幼児の現物給付が実施されたが、それに伴って国のペナルティがあつて国庫支出金が減額され、その半分が県から補填されるが、それはいくらぐらいで、報告第4号の表のどの部分になるのか。また、それを当て込んで歳入の試算がされているのか教えてほしい。

【事務局】 予算では、国のペナルティは1億2千万円と見込んでいるが、最終的には決算が終わらないとペナルティの額は確定しない。ただし、減額になった分は全額一般会計から繰り入れるよう財政課との協議は済んでいる。また、県からの2分の1補助は確定した1年後に補助されることになっている。

【山本委員】 そうすると、その1億2千万円の減額の見込みは、この表のどこに入っているのか。

【事務局】 歳入の国庫支出金のうち主に療給負担金が減額されます。

【山本委員】 この減額分は、市の一般会計から繰り入れるということによろしいですね。わかりました。

【議長】 ほかにございますか。

【荒川委員】 今の関連ですが、一般会計の繰入金は現在その他分として毎年1億円繰り入れていると思うが、それ以外に1億2千万円繰り入れるという考え方でいいですか。

【事務局】 そうです。

【荒川委員】 わかりました。それと、後期高齢者医療制度ができると、宇都宮市はどれくらいの方が対象になるのか。その中で、新たに保険料を納めるようになる人は何人くらいになるのか、もしわかれば教えてほしい。また、全体の負担割合はどうなるのか。もう1つは、今までは老人医療該当の人には資格者証は出さなかったが、後期高齢者医療制度は滞納者に資格者証を出すと言っていたが、本当なのか。

【事務局】 後期高齢者医療制度に加入する人数ですが、現在の老人保健該当者がそっくり加入するので、17年度末現在の国保の該当者は32,841人なので、おおよそこれくらいの人数と考えている。負担割合は公費5割、各保険者からの支援金4割、残りの1割が加入者からの保険料で賄うと聞いている。資格者証についてですが、国のほうでは今の国保制度と似たような制度を考えているようで、滞納者には資格者証を出すと言っています。

【荒川委員】 扶養になっている高齢者からも保険料をとるようになるが、その人数はわかりますか。

【事務局】 国保以外の保険に入っている人も対象になるので、数は分かりません。

【議長】 外にご質問はありませんか。ないようですので本日の案件は全て終了となりました。その他事務局で何かありましたらお願いします。

【事務局】 次回の会議は来年2月頃を予定しています。日程につきましては、会長と相談して早めに連絡いたします。

【議長】 これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。

熱心なご討議をして頂きまして、誠にありがとうございました。

今後とも、国民健康保険事業が、円滑に運営できますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

【事務局】 以上をもちまして閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員